

## オープンカウンター方式による見積依頼公告

令和 8 年 4 月 27 日

分任支出負担行為担当官

南信森林管理署長 松下 洋

### 1 オープンカウンター方式による見積合せに付する事項

- (1) 件 名 西嶽国有林外 管理請負事業（防火線刈払）
- (2) 仕 様 等 仕様書のとおり
- (3) 履行期限 令和 8 年 11 月 13 日 （現場の刈払着手は 9 月 1 日以降とする）
- (4) 履行場所 長野県諏訪郡富士見町 西嶽国有林 1329 イ林小班外

### 2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 07 . 08 . 09 年度全省庁統一資格（以下「全省庁統一資格」という。）の資格の種類「役務の提供等（その他）」を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加資格に関する公示（令和 4 年 2 月 15 日）に基づき、造林に係る競争参加資格「D」以上に格付けされている者であること。
- (4) 公告の日から見積書の提出期限までの期間において、中部森林管理局長から、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続きの開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和 4 年 3 月 31 日）9（2）に規定する手続きをした者を除く。）でないこと。
- (7) 平成 23 年度から令和 7 年度の間（公示日が属する年度の前年度から過去 15 ケ年度内の実績）に元請・下請として完成、引渡し完了した以下に示す同種の事業を実施した実績があることが確認された者であること。

同種の事業：造林事業（地拵、植付、下刈、つる切、除伐、保育間伐（存置型）、治山本数調整伐等）又は素材生産事業（保育間伐（活用型））

- (8) 発注対象事業に配属を予定する技術者であっては、見積書提出者が直接雇用する技術者であるとともに、平成 23 度から令和 7 年度の間（公告日が属する年度の前年度から過去 15 ケ年度）に元請・下請として完成、引き渡しが完了した同種の事業に 3 ケ年度以上従事しており事業の適正な実施が見込める者であること。なお、見積書提出時に技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。
- (9) 当該事業の実施に必要な資格等（作業内容に応じて、労働安全衛生法等に基づき必要とされている伐木等特別教育修了者、刈払機取扱作業員に対する安全衛生教育修了者、車両系建

設機械運転技能講習修了者、伐木等機械の運転業務特別教育修了者等)を有している者を配置できること。

- (10) 以下に定める届出を行っていない事業者(届出の義務がない者を除く)でないこと。  
健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出  
厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出  
雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出
- (11) 事業計画の工程管理が適正であること。
- (12) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」に沿った作業安全対策への取組状況 当該個別規範に沿った作業安全対策の取組状況について、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向けチェックシート」に記入すること。また、個別規範の内容に係る詳細については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け 解説資料」を必要に応じて参照のこと。なお、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。  
注:「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」及び「農林水産業・食品 作業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け解説資料」は、以下の林野庁ホームページに掲載している  
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkiban.html>
- (13) 請負事業等における重大な事故や労働災害(下請者が起こしたものを含む。)からみて、事業に従事する者等の生命の安全に関して危険を及ぼすおそれがない者であること。

### 3 見積書の提出場所及び期限

#### (1) 見積書の様式

見積書の様式は別紙とする。

なお、見積書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって採用価格とするので、見積者は消費税にかかる課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

なお、見積書に誓約書を併せて提出する。なお、誓約書の様式は別紙とする。

#### (2) 見積書の提出場所(窓口)

〒396-0023 長野県伊那市山寺 1499-1

南信森林管理署 総務グループ

森林管理署 電子メールアドレス: [nanshin.d.f.o@maff.go.jp](mailto:nanshin.d.f.o@maff.go.jp)

#### (3) 見積書の提出期限

令和8年5月15日(金)17時00分まで(行政機関の休日を除く。)に、上記3の(2)宛てに持参若しくは郵送等(送達過程が記録される簡易書留等)又は電子メールにより送信すること。電子メールによる場合は、電子メールの件名に「(案件名)見積書提出」と記載すること。

併せて、下記書類を持参若しくは郵送又は電子メールにより送信すること。

参加資格を証明する書類(競争参加資格証明書の写し)

全省庁統一資格の資格確認通知書の写し

#### 同種の事業の実績

2(7)に掲げる資格があることを判断できる同種の事業の実績を別紙様式2に記載すること。なお、自己山林に関する同種の事業の実績についても実績として評価することとし、事業名及び発注機関名欄には「自己山林」と記載し、契約金額については、記載不要とする。

#### 配置予定技術者の資格、経験等

2(8)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者(管理技術者及び現場技術員)の資格、経験等を別紙様式3及び別紙様式4に記載すること。

#### 作業員の雇用形態

従事するすべての作業員について直接雇用・下請等の別、常用・臨時の別及び社会保険等(健康保険、年金保険、雇用保険)への加入状況等を別紙様式5に記載すること。また、保険加入状況を証明する資料を添付すること。なお、社会保険の証明書類において被保険者等記号・番号が記されている場合は、当該記号・番号にマスキングを施したものを添付すること。当該事業共同組合については、当該事業共同組合が直接雇用した者を直接雇用者として取り扱うこと。

#### 契約書等の写し

の同種事業の実績、の配置予定技術者の同種事業の経験においては、実績として記載した事業に係る契約書等の写しを提出すること。なお、契約書等により同種の事業であることが確認できない場合は、契約書の他に事業工程表等の当該事業の内容(同種の事業の実績及び技術者の経験)が証明できる書類を添付すること。またの配置予定技術者の同種の事業の経験については、直接雇用していることが証明できる雇用保険・労災保険などの社会保険の証書等の書類、及び同種の事業に3ヶ年度以上従事していることが証明できる契約書等を提出すること。

#### 事業計画の工程管理

事業計画の工程管理について、工程表を作成すること。記載様式は別紙様式6とする。「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：林業)事業者向け」に沿った作業安全対策への取組状況 当該個別規範に沿った作業安全対策の取組状況について、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：林業)事業者向けチェックシート」に記入すること。また、個別規範の内容に係る詳細については、「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範：林業)事業者向け 解説資料」を必要に応じて参照のこと。なお、過去1年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写しの提出をもって、これに代えることができる。

#### 添付資料の省略

様式2及び4の添付資料については、内容に異同が無い場合に限り、当該年度において提出した資料をもって、当該森林管理署等への提出を省略することができる。

#### (4) その他

##### 書類等の作成説明会

作成説明会については、原則として実施しない。

##### 資料のヒアリング

資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

#### その他

作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

提出された書類等は、返却しない。

提出期限以降における差替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

#### 4 見積結果

見積合せの結果は、原則として見積書提出期限の翌日（行政機関の休日を除く。）までに契約相手方のみ電話又は電子メールにより通知するものとする。

#### 5 契約の締結日

見積採用の日から7日以内

#### 6 オープンカウンター方式による見積依頼公告等に関する質問

この見積依頼公告及び仕様書に対する質問や同等品申請がある場合は、令和8年5月8日（金）17時00分までに、電子メールにより提出すること。電話による質問は受け付けない。提出の際は下記を参考にすること。

（1）提出場所：〒396-0023 長野県伊那市山寺 1499-1

南信森林管理署 総務グループ

森林管理署 電子メールアドレス：[nanshin.d.f.o@maff.go.jp](mailto:nanshin.d.f.o@maff.go.jp)

（2）メール件名：「（案件名）質問について」

（3）メール本文への記載事項：案件名、事業者名、担当者名、連絡先電話番号、質問内容  
回答は、令和8年5月13日（水）までに中部森林管理局ホームページに掲載する。

<https://www.rinya.maff.go.jp/chubu/apply/publicsale/situmonkaitou/sinrinkanrisyo/nansin.html>

#### 7 その他

本公告に記載なき事項は、中部森林管理局オープンカウンター方式実施要領、中部森林管理局随意契約見積心得による。